

建設工事請負契約書（金銭的保証タイプ） 新旧対照表

新	旧
<p>建設工事請負契約書（金銭保証用）（抜粋）</p> <p>（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）</p> <p>第7条の2 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、<u>4,000万円</u>（工事が建築一式工事の場合は<u>6,000万円</u>）以上になる場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下この条において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>建設工事請負契約書（金銭保証用）（抜粋）</p> <p>（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）</p> <p>第7条の2 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、<u>3,000万円</u>（工事が建築一式工事の場合は<u>4,500万円</u>）以上になる場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下この条において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2～4 略</p>